

令和 6 年度税制改正の大綱 (抜粋)

〔 令和 5 年 12 月 22 日
閣 議 決 定 〕

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行う。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずる。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等を行う。具体的には、Ⅰのとおり税制改正を行うものとする。

また、扶養控除等の見直しについてⅡのとおり決定し、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置についてⅢのとおり決定する。

Ⅰ 令和 6 年度税制改正

一 個人所得課税

1 所得税・個人住民税の定額減税

(国 税)

令和 6 年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除を次により実施する。

- (1) 居住者の所得税額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和 6 年分の所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円以下である場合に限る。
- (2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額を限度とする。
 - ① 本人 3 万円
 - ② 同一生計配偶者又は扶養親族（居住者に該当する者に限る。以下「同一生

(15) 生活保護法の改正を前提に、同法の進学・就職準備給付金（仮称）について、次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さない。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

(16) 雇用保険法等の改正を前提に、雇用保険法の失業等給付及び育児休業給付について引き続き次の措置を講ずるとともに、新たに支給されることとなる出生後休業支援給付金（仮称）、育児時短就業給付金（仮称）及び教育訓練休暇給付金（仮称）等について次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さない。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

(17) 新たなワクチン追加後の予防接種法の健康被害救済給付について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さない。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
- ③ 障害年金を受けている者を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。

(地方税)

〈個人住民税〉

- (1) 個人住民税について、所得税における (1) から (3) まで、(6)、(7) 及び (12) から (17) までの見直しに伴い、所要の措置を講ずる。
- (2) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。

〈国民健康保険税〉

- (3) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 24 万円（現行：22 万円）に引き上げる。
- (4) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を 29.5 万円（現行：29 万円）に引き上げる。
 - ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を 54.5 万円（現行：53.5 万円）に引き上げる。

(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴い、同